

有効期間満了日 令和11年3月31日
熊捜一第102号
令和6年3月29日

重要凶悪事件に係る的確な捜査の推進について（通達）

見出しのことについては、「重要凶悪事件に係る的確な捜査の推進について（通達）」（平成31年4月1日付け熊捜一第140号。以下「旧通達」という。）に基づき、的確な捜査の推進に努めてきたところであるが、この度、警察庁から別添「重要凶悪事件に係る的確な捜査の推進について（通達）」（令和6年3月25日付け警察庁丙捜一発第15号ほか）が発出されたことから、同通達に基づき、引き続き、重要凶悪事件に係る捜査を強力に推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「重要凶悪事件に係る的確な捜査の推進について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。